

## 「宮城県遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会」設置要綱

### (設 置)

第1 「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」(平成22年3月策定。以下、「指針」という。)第7に基づき、遺伝子組み換え作物の栽培に関する評価委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 遺伝子組換え作物の栽培計画に関すること。
- (2) 遺伝子組換え作物の栽培実績に関すること。
- (3) 「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」に関すること。
- (4) その他必要な事項。

### (構 成)

第3 委員会は、委員7名以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、生産者を代表する者、消費者を代表する者、食品業又は種苗業を代表する者で構成し、農政部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

### (事 務 局)

第6 委員会の事務局は、宮城県農政部みやぎ米推進課内に置く。

### (そ の 他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。